9　最も近い陸地

「最も近い陸地から」とは、国際法に従つて領海を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合の「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十一分東経百四十五度の点まで、その点から南緯十三度東経百四十五度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、その点から南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

10　「有害液体物質」とは、国際バルクケミカルコード第十七章及び第十八章の汚染の種類の欄に掲げる物質又は第六規則3の規定によりX類、Y類又はZ類として暫定的に査定される物質をいう。

11　「PPM」とは、一立方メートル当たりのミリリットルをいう。

12　「残留物」とは、処分しなければならない有害液体物質をいう。

13　「残留物と水との混合物」とは、あらゆる目的（例えば、タンク洗浄、バラストの積込み、ビルジスロップ等）のために水が加えられた残留物をいう。

14　船舶の建造

14.1　「建造された船舶」とは、キールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶をいう。化学薬品タンカーに改造された船舶は、その建造日にかかわりなく、その改造が開始された日に建造された化学薬品タンカーとして取り扱う。この改造日に係る規定は、次のすべての条件を満たす船舶の改造については、適用しない。

.1　船舶が、千九百八十六年七月一日前に建造されること。

.2　船舶が、海洋汚染の危険性のみを有する物質としてバルクケミカルコードに明示した物質のみを運送することを同コードに従つて証明されること。

14.2　「同様の建造段階」とは、次の.1及び.2に定める要件を満たす段階をいう。

.1　特定の船舶に係るものと特定することができる建造が開始されたこと。

.2　すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによつて船舶の組立てが開始されたこと。

15　凝固性及び非凝固性

15.1　「凝固性物質」とは、次に掲げる場合の有害液体物質をいう。

.1　融点が摂氏十五度未満の物質であつて、取卸しの際に当該融点より上回る温度が五度未満である場合

.2　融点が摂氏十五度以上の物質であつて、取卸しの際に当該融点より上回る温度が十度未満である場合

15.2　「非凝固性物質」とは、凝固性物質でない有害液体物質をいう。

16　タンカー

.1　「化学薬品タンカー」とは、国際バルクケミカルコード第十七章に掲げる液体製品のばら積みの運送のために建造され、又は改造された船舶をいう。

.2　「NLSタンカー」とは、ばら積みの有害液体物質の貨物を運送するために建造され、又は改造された船舶をいい、条約附属書Ⅰに規定する「油タンカー」であつて、ばら積みの有害液体物質の貨物又はその一部を運送することを認められるものを含む。

17　粘度

.1　「高粘度物質」とは、取卸しの際の温度において一パスカル秒当たり五十メートルに等しか又はこれよりも大きい粘度を有するX類又はY類の有害液体物質をいう。

.2　「低粘度物質」とは、高粘度物質でない有害液体物質をいう。

第二規則　適用

1　この附属書は、別段の明文の規定がない限り、ばら積みの有害液体物質を運送することを認められるすべての船舶について適用する。

2　附属書Ⅰの適用を受ける貨物がNLSタンカーの貨物区域に積載される場合には、同NLSタンカーについては、同附属書に定める関係要件も適用する。

第三規則　適用除外

1　この附属書の排出の要件は、次の場合には、有害液体物質又は当該物質を含有する混合物の海洋への排出については、適用しない。

.1　船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な場合

.2　船舶又はその設備の損傷に起因する場合。ただし、次のことを条件とする。

.1　損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し、又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。

.2　船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図を有して又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれのあることを認識して行動することのなかつたこと。

.3　特定の事件に対処することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される有害液体物質又は有害液体物質を含有する混合物の海洋への排出であつて主管庁が承認するものの場合。この排出は、当該排出が予定される場所を管轄する政府の承認を受けなければならない。

第四規則　免除

1　物質の分類の引上げにより運送に係る要件を改正することについては、次の規定を適用する。

.1　この附属書、国際バルクケミカルコード及びバルクケミカルコードの改正が特定の物質の運送についての要件の引上げによる構造又は設備及び取付け物の変更を伴う場合において、主管庁は、当該改正の速やかな適用が不合理又は実行不可能であると認めるときは、当該改正をその効力発生前に建造された船舶について適用することを一定の期間、変更し、又は延期することができる。このような緩和は、各物質について決定するものとする。

.2　1.1に規定する改正の適用の緩和を認める主管庁は、国際海事機関に対し、関係する船舶、運送することを認められる貨物、各船舶の従事する運航及び緩和についての正当性の詳細を記載する報告を提出するものとし、同機関は、条約の締約国がその報告を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国にその報告を回章に付する。また、主管庁は、第七規則又は第九規則に規定する証書にこのような免除を反映させるものとする。

.3　1.1及び1.2の規定にかかわらず、主管庁は、国際バルクケミカルコード第十七章の関連する脚注によつて特定する個別に特定される植物油を運送することが認められる船舶について、第十一規則に定める運送の要件を免除することができる。ただし、当該船舶が次の条件に適合する場合に限る。

.1　この第四規則に従うことを条件として、NLSタンカーは、貨物タンクの位置を除くほか、国際バルクケミカルコードに特定する船舶の種類三についてのすべての要件を満たすこと。

.2　この第四規則の規定に基づき、貨物タンクが船内で次に掲げる距離に位置すること。貨物タンク全体の長さは、次のとおり油を運送するタンク以外のバラスト・タンク又は閉囲場所によつて保護されるものとする。

.1　ウイング・タンク又は閉囲場所は、貨物タンクが船側外板のモールデッド・ラインの内側のいかなる場所においても、七百六十ミリメートル未満に配置されないようにすること。

.2　二重底タンク又は閉囲場所が、貨物タンクの船底と船底外板に対し直角に測定する船底外板基線との間の距離が中心線においてB／15メートル以上又は二・〇メートル以上のいずれか小さい方であるように配置されること。当該距離の最小は、一・〇メートルとする。

.3　関連する証書が与えられる免除を明示していること。